

シンボルロード整備基本計画（案）

1. 当面の目標とするプラン

(1) 全体の整備方針

- ・公園内の東園路までの範囲を含む一体的な空間として整備・活用する。
- ・道路本来の機能である交通機能を充実させるという観点から、公園通りに沿って歩道、自転車通行帯を確保する。
- ・既存の樹木は、防犯面に配慮した周辺からの見通しの確保に対応しつつ、樹木の生育状況及び生育環境を踏まえ、必要な伐採は行った上で、できる限り保全していくことを前提とする。
- ・周辺の動線及び公共施設の配置などを踏まえ、人々が集える空間となる場所については、広場を設けて、集い・にぎわい創出の拠点とする。



公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。



- 道路法に基づく道路として用地を確保する範囲
- 土壌汚染区域（基地跡地公園・シンボルロード計画地内）
- 新設するフェンス --- 既存のフェンス

(2) 各ゾーン共通の整備方針

<自転車通行帯>

- ・現在の歩道部分をそのまま転用し、幅員 3m 程度の自転車通行帯とする。

<歩道>

- ・現在の公園通りの歩道端から 3～4m 程度の幅で、新たに歩道を確保する（アスファルト舗装）。
- ・健全な状態の高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木がある場合は、幅員を狭めたり、迂回したりすることにより、その樹木をできる限り残して整備する。
- ・部分的に幅員 5m 程度の空間を確保し、ベンチや花壇、花や紅葉を楽しめる植栽などを配置してくつろぐことができる場とするとともに、彩夏祭時によさこいの審査員席や観覧席を設けられる場として活用する。
- ・無電柱化に関し、低コストな技術が開発された場合には、歩道の整備に合わせて公園通りの無電柱化を検討する。

<広場>

- ・公園内の緑豊かな環境と調和しつつ、市民が憩い、集う拠点にふさわしい景観づくり、休憩施設の整備を行う。
- ・イベント利用を想定し、車両の乗り入れに配慮した舗装（中央広場については資材搬入に使われる大型の車両、その他の広場については乗用車や小型キッチンカー等）を行い、電源、給水設備等を設ける。
- ・災害発生時には、応急対策等を行う関係機関の受入れ場所等としても対応できる広場とする。

(3) 各ゾーンの整備方針



① Aゾーン

○特性

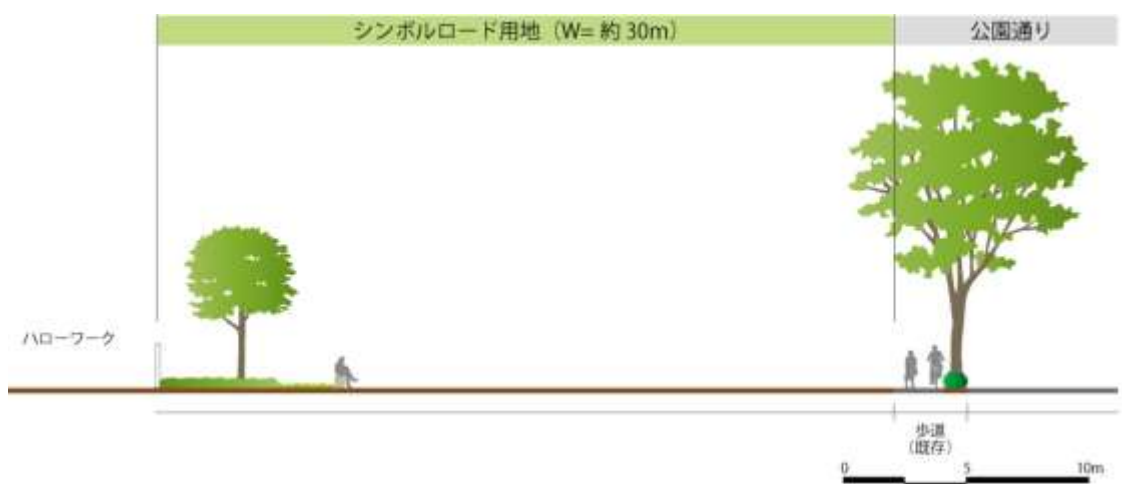
- ・市役所の南側、公園通り及び市道 1000 号線・市道 643 号線の交差点に面した位置にあり、人通りが比較的多い。
- ・朝霞駅方面から公園及びシンボルロードを訪れる人を出迎える空間となる。

○整備方針

<市役所前広場>

- ・北口広場と対になり、公園及びシンボルロードへのゲートであり、オープンスペースとしては彩夏祭の際に利用されている現状を活かしながら、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントが開催できる広場（約 1,200 m²）とする。また、市役所前駐車場を使った既存のイベントとも連携が図れる空間とする。
- ・ハローワークとの境界部は、南側の公園用地の樹林地と視覚的に連なるような植栽帯を設け、花や緑を楽しみながら、休憩できる緑の空間とする。

断面図①





②Bゾーン

○特性

- ・比較的密度の低い樹林地となっており、ゾーン南端部分は臨時駐車場として利用されている。
- ・東側には中央公民館、総合体育館が面しており、これらの施設では各種のイベントやスポーツ大会が開催されている。また、図書館も近くに立地している。

○整備方針

<全体>

- ・基地跡地の中に残っているアスファルト舗装の道路を活かしつつ、密度の低い樹林地となっている部分については、下刈りを行うとともに、生育環境のよくない樹木は伐採し、見通しを確保して、公園通りから東園路までを見通せる、木漏れ日の差す明るい林を形成する。
- ・基地時代の道路跡を活かして東西方向の通路を設け、公園通りから公園内に人々を誘う。

<土壌汚染区域>

- ・土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで土壌汚染区域を囲み、立入を規制する。

<北口広場>

- ・公園及びシンボルロードを訪れる人を出迎えるメインゲートとなる空間であるとともに、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、また待ち合わせや休憩にも使える広場空間（約 600~700 m²）とする。
- ・健全な状態の既存樹木を活かしつつ、市役所前広場の緑の空間から公園側の樹林地に連なる緑の景観をつくる。

<東園路・東園路支線>

- ・既存のアスファルト舗装の道路を活かし、彩夏祭時における地方車の迂回路や、災害発生時には消防隊等の車両が通路として利用できる園路とする。

<中央広場>

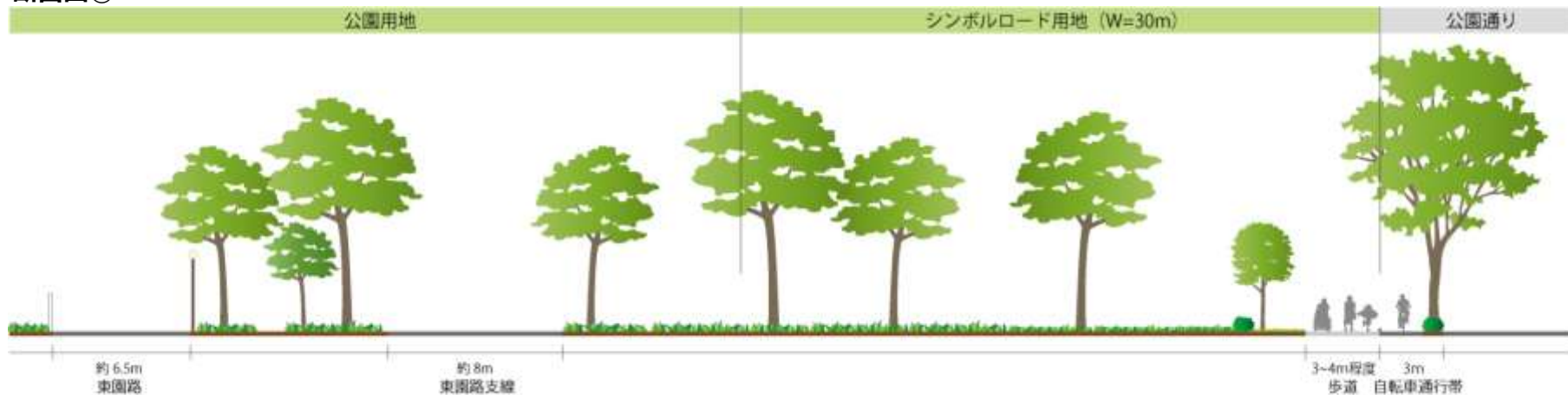
- ・周辺の公共施設とも連携を図りながら、シンボルロード全体のにぎわい創出の拠点となる広場とする。
- ・現在の臨時駐車場と、その北側のアスファルト舗装上に樹木が生えつつある空間を合わせて約 5,000 m²の広さを確保し、小規模なイベントから比較的規模の大きなイベントにまで幅広く活用できる空間とする。

(参考) 5,000 m²規模の広場のイベント事例

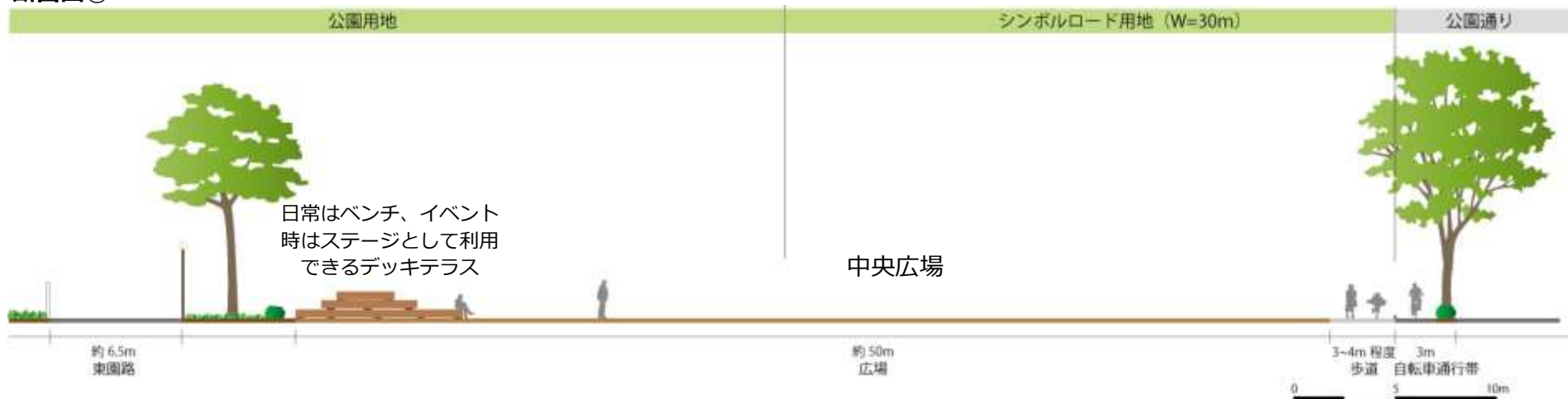
	面積	活用例
東京都庁 都民広場	約 5,000 m ²	オリンピック・パラリンピック関連イベント
町田シバヒロ (旧町田市役所跡地)	約 5,700 m ²	ロックフェスティバル、クリスマスフェスティバル
和光市市民広場	約 3,500 m ²	全国鍋グランプリ

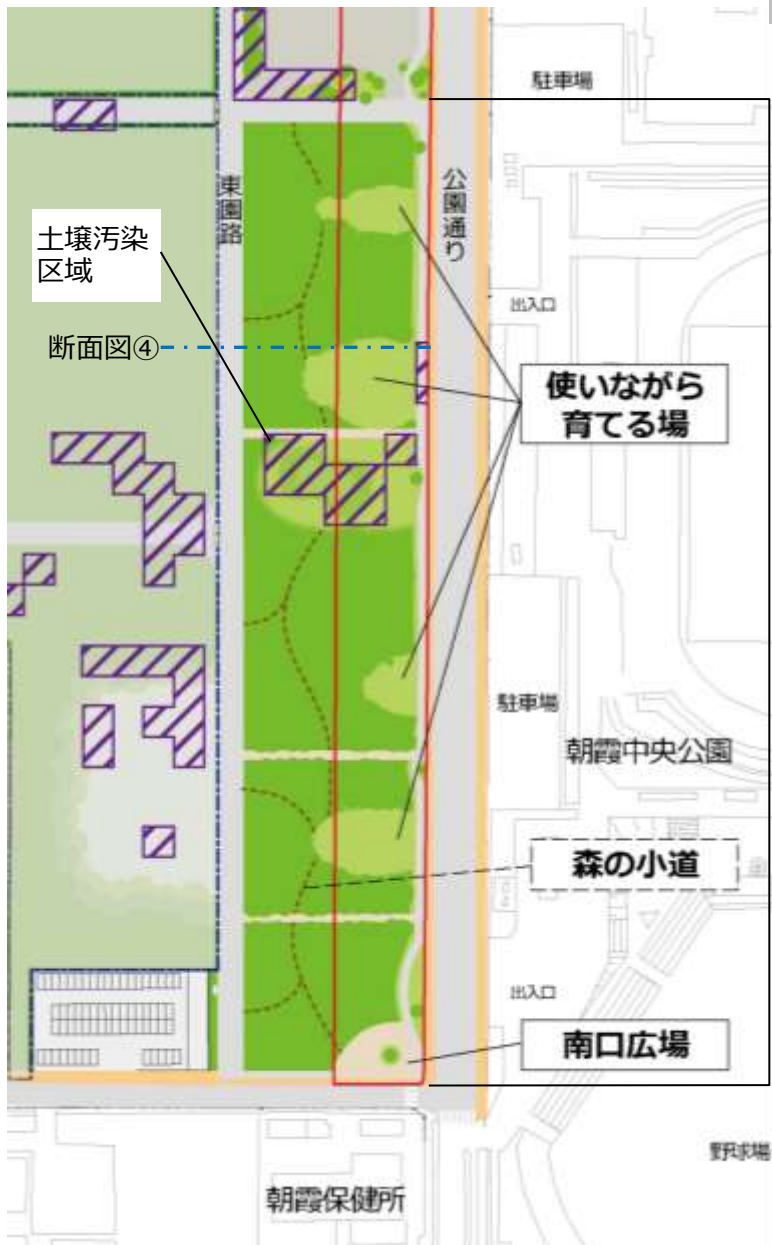
- ・市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、中央公民館と総合体育館の間の市道 650 号線から中央広場を望んだ際のアイストップとなるような場所（公園用地側）に、日常はベンチ、イベント時はステージとして利用できるデッキテラスを設置する。また、仮設コンテナを利用したカフェ等の設置または民間が運営するカフェやレストラン等の店舗誘致を積極的に行う。あわせて、これらの導入に対応できる電源、給排水設備を設ける。
- ・広場の北側には、緑陰の下や原っぱで読書を楽しめる緑の空間を設けるとともに、花木、紅葉する樹木を植栽し、四季を感じられる景観をつくる。
- ・平成 22 年度に実施した植生調査において確認された希少種（マツバラ、サイハイラン）については、平成 29 年度に実施する再調査の結果を踏まえ、移植等の必要な保全対策を行う。

断面図②



断面図③





③Cゾーン

○特性

- ・ Bゾーンに比べて樹木密度の高い鬱蒼とした樹林地となっている。
- ・ 基地時代に建物、舗装のあった箇所については、部分的に樹木がほとんど生えていない草地在り形成されている。また、建物のあった箇所の一部に地形の起伏がある。
- ・ 川越街道方面から公園及びシンボルロードを訪れる人を出迎える空間となる。

○整備方針

<全体>

- ・ 密度の高い樹林地を活かしつつ、生育環境や健全度のよくない樹木は伐採するとともに、見通しを確保し、利用者の安全性が確保される程度に剪定等の管理を行い、緑豊かな樹林を保全及び育成を図る。
- ・ 基地時代の道路跡を活かして東西方向の通路を設け、公園通りから公園内に人々を誘う。

<使いながら育てる場>

- ・ 樹木がほとんどない建物跡地については、市民協働で用途を考え、使いながら段階的に整備を行う。
- ・ 当面は、建物基礎、既存舗装、不良樹木、下草等を除去し、ウッドチップの敷設等により雑草の繁茂を抑制する。

<土壌汚染区域>

- ・ 土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで土壌汚染区域を囲み、立入を規制する。
- ・ 汚染対策の手法に応じて、今後、具体的な用途を検討する。
(整備イメージ例：覆土し築山を設ける、汚染土壌を除去し広場を整備する 等)

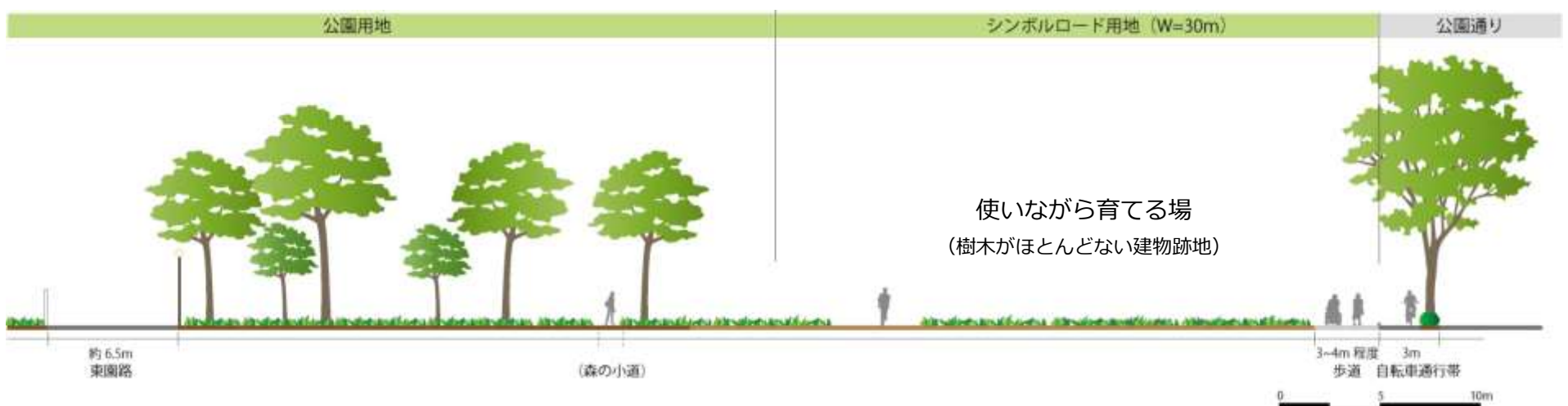
<森の小道>

- ・ 落ち葉を踏みしめながら歩ける森の中の小道。
- ・ 初めから整備するのではなく、利用者の通行によって自然発生的に形成された通路に対し、必要に応じてウッドチップ等を敷設するなどして、通路として設える。

<南口広場>

- ・ 川越街道方面から訪れる人を出迎えるゲートとなる空間として、健全な高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木や地形の起伏をできる限り保全しながら、来訪者が集い、憩える広場（約300~400㎡）を設ける。
- ・ ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、彩夏祭時によきこいチームの待機・スタート地点等に活用できる広場とする。

断面図④



2. 整備事業の進め方

○シンボルロードは、次の理由により段階的に整備を進める。

- ・基地跡地の土壌汚染対策は、国と実施主体などについて協議中であり、対策の実施方法についても未定である。また、埼玉県とは、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更届などについて協議中である。そのため、土壌汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難である。
- ・2020 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとして機能させるために早期に整備すべき内容がある。
- ・市の財政規模を考慮すると、整備費を一括して確保することは容易でなく、整備区域を分けて段階的に予算を確保していくことが求められる。

○上記を踏まえ、以下の区分で段階的整備を行う。

- 2020 東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させるために整備すべき区域 …… 第1期整備
 シンボルロードの機能向上、シンボルロードへのアクセス向上等のためにできる限り早期の整備が必要な区域… 第2期整備
 上記以外の区域 …… 第3期整備

○なお、シンボルロード整備基本計画は、整備・活用状況や市民のニーズ、社会情勢等の変化に応じて、第2期整備の完了時または概ね10年後に計画内容の見直しの必要性について検討を行う。

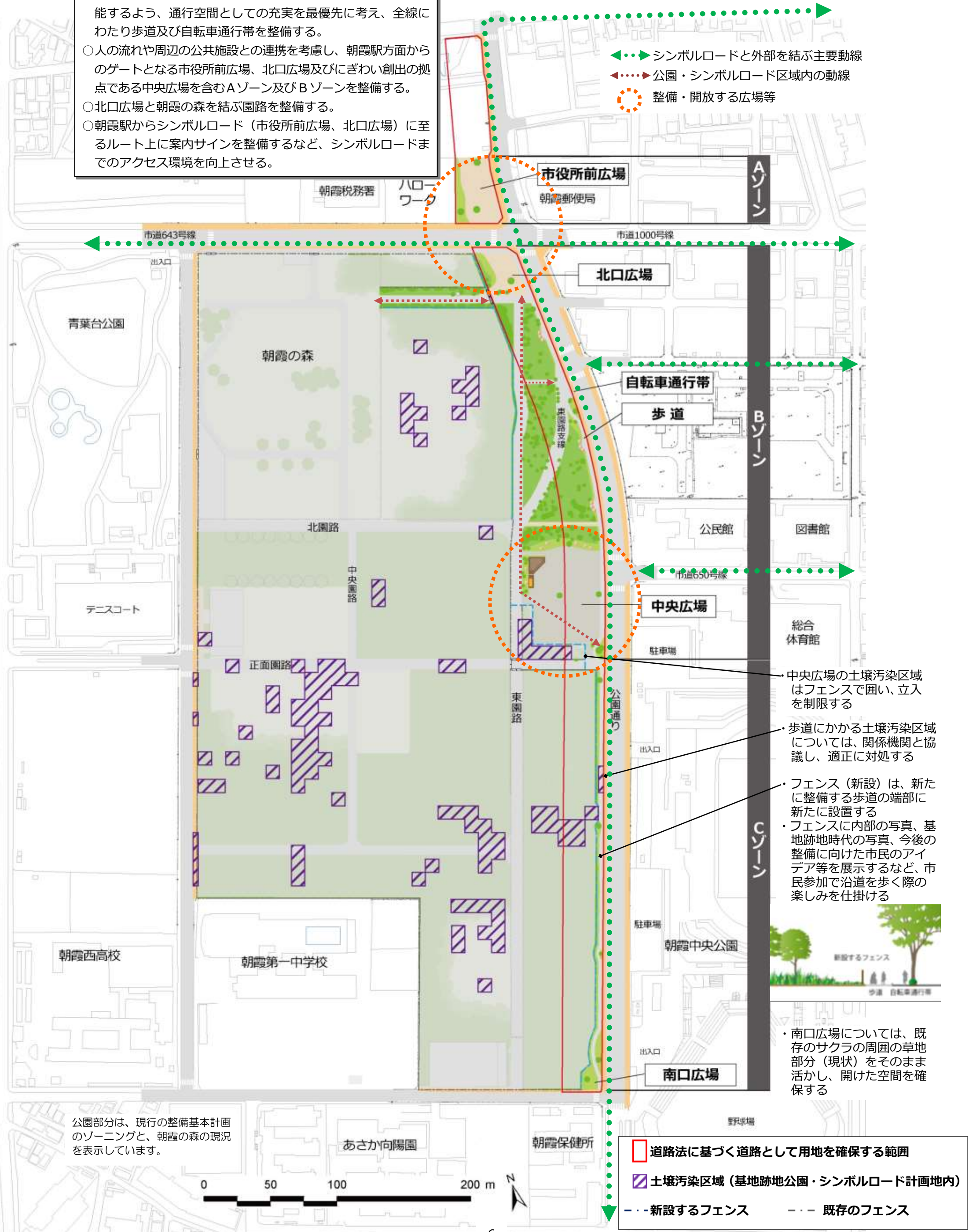
表 各段階の目標とする供用時期及び整備区域（案）

整備の段階	目標とする供用時期	整備区域	備考
第1期整備	2020年春	歩道・自転車通行帯全線 Aゾーン及びBゾーン（土壌汚染区域除く）	
第2期整備	2025年ごろ	Cゾーンの北側及び南側 東園路 公園の北園路または正面園路	第2期及び第3期の供用時期、整備内容は、平成29年度から見直しを行う公園部分の整備基本計画における、公園整備の優先順の検討内容に応じて再度調整を図る
第3期整備 (当面の目標とするプラン)	2030年ごろ	Bゾーン及びCゾーンの未供用部分 北園路または正面園路のうち第2期整備の対象とならなかった園路	

(1) 各段階における整備の考え方

① 第1期整備プラン（～2020年春）

- 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場となる朝霞訓練場までのアクセスルートの一つとしてシンボルロードが機能するよう、通行空間としての充実を最優先に考え、全線にわたり歩道及び自転車通行帯を整備する。
- 人の流れや周辺の公共施設との連携を考慮し、朝霞駅方面からのゲートとなる市役所前広場、北口広場及びにぎわい創出の拠点である中央広場を含むAゾーン及びBゾーンを整備する。
- 北口広場と朝霞の森を結ぶ園路を整備する。
- 朝霞駅からシンボルロード（市役所前広場、北口広場）に至るルート上に案内サインを整備するなど、シンボルロードまでのアクセス環境を向上させる。



- 中央広場の土壌汚染区域はフェンスで囲い、立入を制限する
- 歩道にかかる土壌汚染区域については、関係機関と協議し、適正に対処する
- フェンス（新設）は、新たに整備する歩道の端部に新たに設置する
- フェンスに内部の写真、基地跡地時代の写真、今後の整備に向けた市民のアイデア等を展示するなど、市民参加で沿道を歩く際の楽しみを仕掛ける
- 南口広場については、既存のサクラの周囲の草地部分（現状）をそのまま活かし、開けた空間を確保する

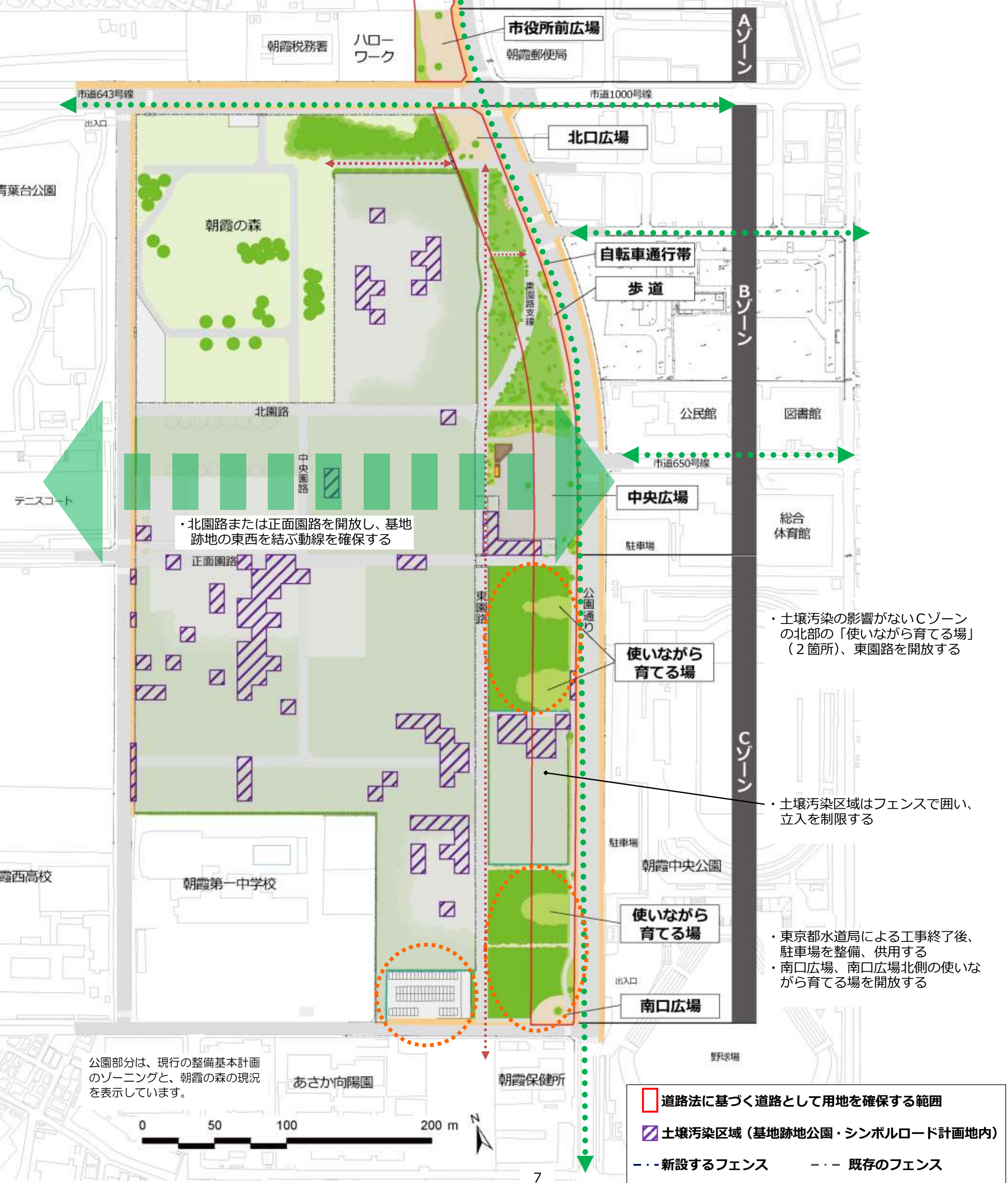
公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。

道路法に基づく道路として用地を確保する範囲
 土壌汚染区域（基地跡地公園・シンボルロード計画地内）
 新設するフェンス 既存のフェンス

②第2期整備プラン（～2025年ごろ）

- 土壌汚染の影響がないCゾーンの北部の「使いながら育てる場」と東園路を開放する。
- 東京都水道局による立坑整備の終了が見込まれることから、南口広場西側の駐車場整備を行う。あわせて、南口広場を整備するとともに、南口広場北側の「使いながら育てる場」を開放する。
- 基地跡地の東西方向の動線を確保し、シンボルロードへのアクセス向上等を図る。

- ◀...▶ シンボルロードと外部を結ぶ主要動線
- ◀...▶ 公園・シンボルロード区域内の動線
- 整備・開放する広場等



・土壌汚染の影響がないCゾーンの北部の「使いながら育てる場」（2箇所）、東園路を開放する

・土壌汚染区域はフェンスで囲い、立入を制限する

・東京都水道局による工事終了後、駐車場を整備、供用する
 ・南口広場、南口広場北側の使いながら育てる場を開放する

公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。

③第3期整備「当面の目標とするプラン」(～2030年ごろ)

- シンボルロード及び東園路までの範囲の土壤汚染対策を完了させ、Bゾーン及びCゾーンの未供用区域を全域整備、開放する。
- 正面園路を開放するとともに、正面園路から朝霞の森までの中央園路を開放することで、公園内部の様子を市民が知ることのできる機会を増やす。

- ◀...▶ シンボルロードと外部を結ぶ主要動線
- ◀...▶ 公園・シンボルロード区域内の動線
- 整備・開放する広場等



公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。



- 道路法に基づく道路として用地を確保する範囲
- ▨ 土壤汚染区域(基地跡地公園・シンボルロード計画地内)
- - - 新設するフェンス - - - 既存のフェンス